

指定介護予防短期入所生活介護事業(ショートステイ)料金表

令和3年4月1日改正

・介護保険の給付対象となるサービス(非課税)

①サービス利用料

(従来型個室)

介護度	一日あたりの利用料金		介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要支援1	446 単位	4852 円	486 円
要支援2	555 単位	6038 円	604 円

(多床室)

介護度	一日あたりの利用料金		介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要支援1	446 単位	4852 円	486 円
要支援2	555 単位	6038 円	604 円

②加算

加算項目	単位数	自己負担額	備考
送迎加算	184 単位	201 円/回	居宅と事業所との間の送迎を行う場合。
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6 単位	7 円/日	サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上である。
療養食加算 (対象者のみ)	8 単位	9 円/回 (1食)	食事が管理栄養士により管理され、医師の発行する食事箋に基づいた糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合。
介護職員処遇改善費Ⅰ	総単位数の8.3%に相当する単位数		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	総単位数の2.3%に相当する単位数		

・介護保険の給付対象とならないサービス(非課税)

①滞在費(光熱水費)及び食費

利用者負担段階区分	食費	滞在費(光熱水費)	
		多床室	従来型個室
第1段階	300円	0円	320円
第2段階	390円	370円	420円
第3段階	650円	370円	820円
第4段階	1,392円	855円	1,171円

※食費の内訳(朝食:180円、昼食:562円、おやつ:100円、夕食:550円)

※所得に応じ、利用者負担第1段階から第4段階に区分されており、市町村より

「介護保険負担限度額認定証」が、申請により発行されます。

ご利用の際は、必ず、ご提示ください。

②その他

特別なレクリエーションにかかる費用は自己負担となります。

(実費及び消費税をいただきます。)